

衆議院議員定数の維持を求める意見書（案）

自民党と日本維新の会は共同で、国会に衆院議員定数削減法案を提出した。与野党でつくる衆院選挙制度協議会で1年以内に結論を得られなければ、比例代表の定数を自動的に45削減する措置が盛り込まれている。

国際的に見てもすでに少ない衆議員定数を削減すること自体の問題もさることながら、多様な民意を反映する役割を果たしてきた比例選挙区のみを削減すれば、議会と民意との乖離が広がり、ひいては議会制民主主義の正当性さえ揺るがしかねない。

比例定数45の削減を2020年国勢調査の人口に基づき配分した場合、本県を含む四国比例区は現行の6から4へ2減となり、減少率は33%となる。定数最多の南関東比例区は23から17への6減、減少率は26%となり、地域間格差も拡大する。

また、比例区の削減は、大政党には有利に働き、中小政党の議席数減につながる。少数意見を含む多様な民意が国会に反映されてこそ、健全な議論を行うことができる。

よって、国におかれては、少数意見を含む多様な民意を反映するため、比例区を含め衆議院議員定数を維持するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月10日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣